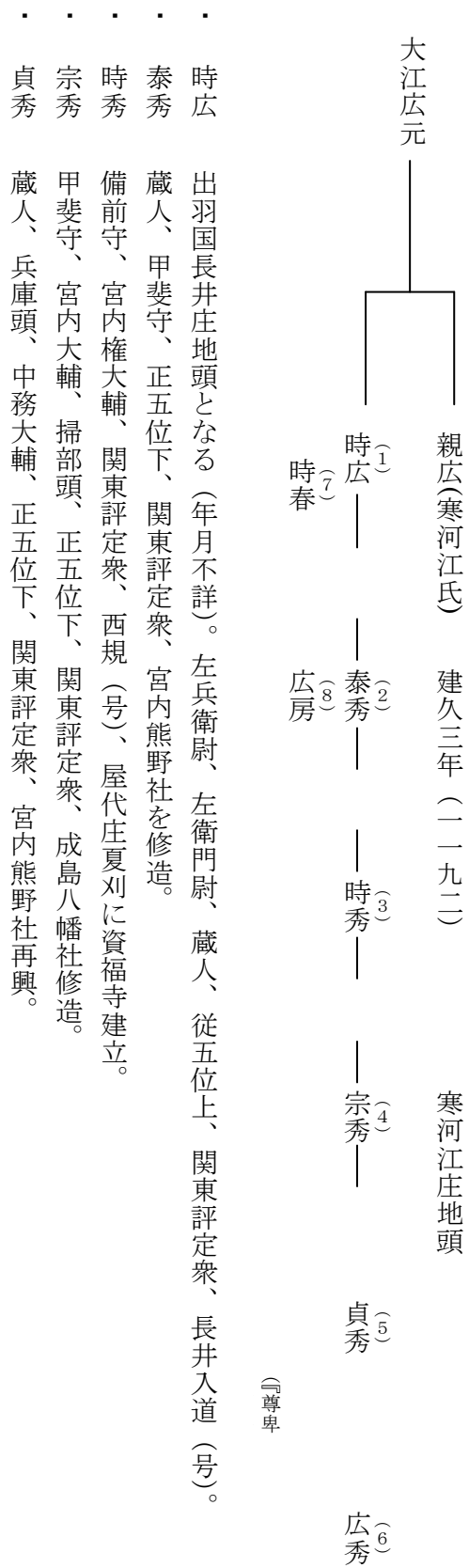


# 第一節 長井氏時代

## 1 長井氏略系



〔尊卑〕

- ・ 広秀 大膳大夫、奥羽式評定衆。
- ・ 時春 治部権少輔、従五位下、成島八幡社修造。
- ・ 広房 鎌倉府にあり、関東評定衆、大海道広(号)、伊達宗遠により置賜郡を攻略される。

以上の如く長井氏は代々関東評定衆として中央で要職にあり、六代広秀は奥羽式評定衆として多賀城におかれた陸奥国府にその職を占めている。建武元年(一一三三-四)多賀の国府が再興され、出羽国長井郷長井貞宗は引付衆として任命され執務したとされており、伊達行朝(七代)は式評定衆に任命されている(『東北の歴史』)。

第1表：長井氏時代略年表

年号	西暦	記	事	関係事項
永長元	一〇九六	荒川次郎、八乙女宮に城を築くという。		
大治元	一一二六	藤原安親(横越太郎、鮎貝氏の祖)、横越に居を構えるという。		
文治五	一一八九	大江広元の次子時広、長井庄の地頭となり長井氏を称す。		源頼朝、平泉藤原氏を亡ぼす。
建保六	一一一八	將軍源実朝、任大將の拝賀式を鶴力岡八幡社に挙行、長井時広供奉す。		
建保七	一一一九	長井左衛門太夫、將軍に前駆す。		
貞応元	一一二二	横越村大日堂建立(『大日堂縁記』)。		大江広元卒。
嘉禄元	一一二五			
仁治二	一一四一	長井時広卒。		
寛元元	一一四三	鎌倉幕府御物沙汰日詰番を議定、長井泰秀二番員に充てらる。		
寛元二	一一四四			道元永平寺を開く。
宝治元	一一四七	三浦泰村・光村鎌倉幕府に背く、長井泰秀北条時頼の命により討伐に参加す。		
宝治二	一一四八	將軍頼嗣、長井泰秀の第に入る。		

建長二	一二五〇	鎌倉幕府近習詰番を定置、長井時秀二番員に充てらる。長井泰秀、宮内熊野宮を修造す。	
建長五	一二五三	長井泰秀卒。	
正嘉元	一二五七	鎌倉幕府五番の引付衆を更定、長井時秀二番員に充てらる。	
文永二	一二六五	長井時秀、鎌倉評定衆に加えられる。	
弘安四年	一二八一		弘安の役。
弘安間		長井時秀、屋代夏刈に資福寺を創建。	
正安二	一三〇〇	長井宗秀、成島八幡社修造。	
乾元元	一三〇三	長井宗秀、越訴奉行となる。	
嘉元元	一三〇三	長井貞秀、弟宮内大夫等と宮内の熊野宮を再興す。	
嘉暦三	一三二八		
元弘二	一三三二		
元弘三	一三三三	南禅寺伊達文書に「長井保、下須屋」の地名あり。	
元弘四	一三三四	長井広秀、足利氏の政所執事に任ず。陸奥国府多賀に再興、伊達行朝式評定衆となり、長井貞宗引付衆となる。	
建武元	一三三四	正成、屋代庄地頭職となる（楠正成？）	建武中興始る。
建武二	一三三五		
延元元	一三三六		
延元二	一三三七		
康永三	一三四四	藤原行朝（伊達）、十王村関寺観音を中興す（『米沢事蹟考』）。	南北朝に分裂。
貞和元	一三四五	長井広秀、時春父子足利尊氏の足下にあり。藤原行朝（伊達）十王村仏坂観音を中興す（『米沢事蹟考』）。	足利尊氏征夷大將軍となる。
貞和二	(?)	長井時春、成島八幡社を修理す。	
貞和四	一三四八	長井時春卒。	
正平六	一三五一	伊達宗遠、守永親王を奉じて陸奥国府を復す。	

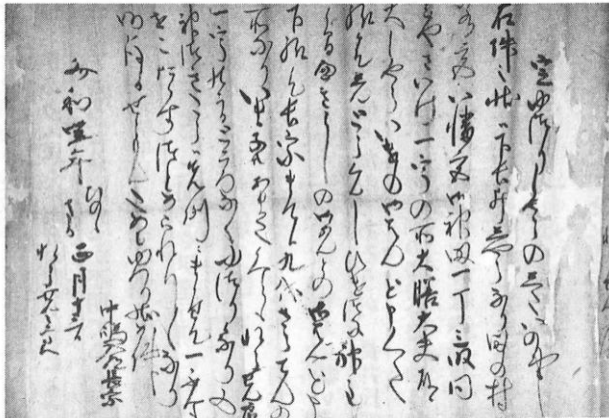
文和五	一三五六	足利直義、兄尊氏と不和となり京師を遁れて北国に走る、長井大膳大夫広秀、同治部少輔等これに従う。 成田村中島入道長宗、神田その他をれうせん房に譲る（飯沢文書）。	足利義詮征夷大將軍となる。 足利義満征夷大將軍となる。
正平十三	一三五八		
正平二十三	一三六八		
永和四	一三七八		
康暦二	一三八〇		
<p>文治五年（一一八九）源頼朝によって藤原泰衡が討たれ、安倍氏、清原氏、藤原氏と続いた奥州俘囚長的支配はここに終わりをづけ、頼朝によって用いられた地頭制度は東北地方のすみずみまで及んだ。この地方の地頭職には鎌倉御家人が任命され、やがてその多くは一族をひきつれて移住してくるようになった。頼朝の命によって、長井庄の地頭となった大江時広については、関東方面に本領を持ちながら各地の地頭に任せられ武士が直ちに赴任することはなく、その庶子かまたはその一族のもの、或いは家臣を代官として派遣し所領の管理にあたらせたという説（『東北の歴史』）と、時広が当地に赴任した年月は不詳であるが、兄親広（寒河江庄地頭）より早い時期に来たのではないかという説（『高島町史』）がある。長井氏の遙任説については、宮内熊野社の修造（二代泰秀）、資福寺の建立（三代時秀）、成島八幡社修造（四代宗秀）、熊野社再興（五代貞秀）、成島八幡社修造（七代時春）などの事蹟からみて、全くの代官任せでなく長井氏自身当長井庄に赴任しているというのが妥当であろう（『高島町史』）。七代時春の成島八幡社修造棟札は、次の通りである。</p>			
<p>当庄地頭大江朝臣治部少輔時春、阿闍梨頼尊<small>二天歳</small>、貞和<small>二天歳</small>  <small>一戊子</small> 八月七日、大工 右衛門 当村政所源朝臣 嶋拔彦七義総、僧聖賢（『高島町史』上巻）</p>			

頼朝がこの地方を統治するにあたって、鎌倉御家人を地頭として各地に配したことは前述したが、前々からこの地方の豪族であつても彼の側に従つたもの、また平泉藤原氏の旧臣の一部は本領を安堵されている。平泉藤原氏を頼つて下向したと伝えられる藤原安親に

ついでには平泉藤原氏によって当地方に配され、横越に居を定め横越氏を称し、平泉藤原氏滅亡後もその存続を許され、後に鮎貝に移り鮎貝氏と称したとされるが、『鮎貝の歴史』、当地に於いて史料は皆無である。遺構とされる横越館（詳しくは本章第三節第2項）は中世の館跡としては典型的なもので、規模は壕・土塁をめぐらした中館、その正面に東町と称する町割があり、前方が前田となっており、これをめぐって北館、西館、北小路、南小路がある。中館の地は現在、曹洞宗高德寺の境内及び畠地となっている。横越館、に關連するものとして、鮎貝城の支城高玉館があり、その館造りは横越館に非常に似ている。

## 2 長井氏時代

長井市成田の飯沢新栄氏文書の中に文和五年（北朝、一三五六）のものが一通あつて、県指定文化財になっている。文和は北朝年号で、長井氏の勢力下にあつた時代の文書である。



第1図：長宋讓状（飯沢新栄氏蔵）

定ゆつりしやうの志たいの事

右件之状、下長井志やう、なり田の村、若宮八幡宮、御神田一丁目三段、同みやさいけ一字の所、大膳大夫殿へ、大しやう御遣の

御はんを申くたし給候て、志んとうくんしひ遣つな神主たるへきよしの、御あんとの御はんを申下給候て、長宗までは九代さうて

んの所なり、いま子共あまた候へとも、れうせん房に一字のこるところなくゆつり候なり、又、神つきたらは、先例にまかせて一

ふんもをこたらず、つとめられ候へく候なり

仍後日せうもんためにゆつり状如件

文和五年 ひと  
さる

正月十三日

れうせん房へ

飯沢家は、伊達氏時代、鮎貝氏と密接な関係があったことが他の文書でわかり、この文書の保存より推して、鎌倉時代からの旧家と推察されている。この譲証文を書いた中島入道長宗とはどのような人物か知る由もないが、長宗まで九代相伝とあり大將家から安堵状を受けていることより、鎌倉初期から成田村若宮八幡宮の神主のような家柄で、かなりの勢力をもっていたものと考えられる。また、譲り受けたれうせん房についても全く不明であるが、先例にまかせて一分も怠らず神へのつとめを果してくれるように、とあるからこれも中島長宗と同様神官と思える。文和五年は延文となつた年であり、南朝年号では正平十一年で、この頃は南朝、北朝争乱の最中であり、東北の地に於いても南朝方、北朝方に分かれ同族間で総領と庶子が相争つた時期である。

従来、長井氏が置賜の地から姿を消したのは康暦二年（天授六年、一三八〇）で、伊達宗遠（八代）によつて亡ぼされたとされてきたが、実際はこれより約四、五十年も前から伊達氏の手が置賜の地に伸びていたと思われる。その理由の一つは、入間田宣夫氏（山形大学）によつて紹介された南禅寺伊達文書である。これに拠ると、元弘三年（一一三三）伊達道西安堵申状の中に「長井保、下須屋」の地名があり（保とは荒野の開発などによつて成立する国衙領内の私領のことで本来は公領である。）、「長井保、下須屋」は現在のところどこであるか不明であるが、置賜郡内に在つたものと考えられる。理由の二は、当町十王の関寺観音が康永三年（北朝年号、一三四四）伊達行朝（七代）によつて再興されたと伝えられていることである。当時十王はおそらく荒砥郷の一部であり、荒砥郷の地頭は不明であるにしても、既に伊達氏の勢力下に入つたことになる。当時の長井氏領置賜の地は、北朝方の勢力下であったが、南北朝争乱という社会情勢の中で伊達氏（南朝方）の手が入るだけの要因が出来ていたのであろう。伊達氏は東北に於いて有力な南朝勢力であったにもかかわらず、十王の二つの観音堂再興になぜ北朝年号を使ったのであろうか、長井氏が北朝方であることにより北朝年号で伝えられてきたものか（南、北朝年号の使用については、この時期の勢力分野を知るための絶対条件とはならないと言う説がある。）

理由の三、『赤湯町史』は赤湯東昌寺北山腹の板碑銘に因つて、「当時置賜地方は伊達領の延長地で、米沢に覇をなした大江の一族長井氏とは全然別領地であつたことが想像される（川崎浩良説）。」とする考えも十分成り立つとしておりこの説によれば、従来のように置賜は長井氏の全域支配でなく、長井氏、伊達氏の両勢力が置賜盆地を割拠して支配していたことになる。

南北朝争乱の中で、地方の有力豪族は互に勢力の拡大をはかって争っていた。康暦二年（南朝年号天授六年、一三八〇）伊達宗遠（八代）は、置賜地方に侵入し長井氏の勢力を駆逐したという。この置賜の地からの長井氏の滅亡と伊達氏の置賜領有始期について、諸氏は次のように述べている。

・ 「奥羽編年資料」

八代宗遠、康暦二年十月置賜郡攻略説。

・ 「伊達世次考」

宗遠攻略説。

・ 「伊達文書」

康暦二年十月攻略説、康暦二年七月二十五日、伊達氏の将茂庭行朝の置賜侵入。十

月八日付、鶺谷郷の安堵

・ 状（『旧県史』）。

・ 「米沢里人談」

九代大膳大夫政宗の至徳年代（二三八四〜一三八七）攻略説。

・ 「米府鹿子」

同右説。

このように諸説あるが、宗遠の成島八幡社拝殿建立（永徳三年六月一日棟札）、大膳大夫政宗の成島八幡社隨身門建立（明徳元年十月八日棟札）などの事蹟と、康暦二年十月八日石田左京亮に対する宗遠の「長井庄鶺谷郷の安堵状」とを考えた場合、宗遠から政宗の代にかけて置賜地方は伊達の領有になったものとみられる。この争いによって戦死した者の霊を弔うために、長井市歌丸に新田の墓、六本仏、一本仏が建てられたという。